

2025年7月29日

令和7年台風第8号に伴う災害により被害を受けられました皆様へ

株式会社 住宅保障共済会

保険契約手続き等に関する特別措置適用のお知らせ

令和7年台風第8号に伴う災害により被害を受けられました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。皆様の安全と一刻も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法の適用を受けた地域内の、被害を受けられましたご契約者の皆様に対し、特別措置として、ご希望により、保険に関する契約手続き等の特別措置を設けさせていただくことといたします。

つきましては、下記のとおり、本件に関するお問い合わせを承っておりますので、ご案内申し上げます。

記

被災地域にお住まいのご契約者で、今般の令和7年台風第8号に伴う災害により被害を受けられました皆様を対象に、保険契約更新につきまして、一定の猶予期間を設ける等の特別措置を実施いたしますので、ご希望のご契約者様は、以下の弊社窓口までお申し出ください。

本社代表電話番号：03－5405－1151

受付時間：9時00分～17時00分（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
沖縄県	島尻郡南大東村 （しまじりぐんみなみだいとうそん） 島尻郡北大東村 （しまじりぐんきただいとうそん）	7月27日

以上